

# 宮崎県業務継続計画 (西臼杵地域版BCP)

～「常在危機」への備えとして～



平成25年3月  
(令和7年8月改訂)  
宮 崎 県

# 目 次

	頁
はじめに	1
用語の定義	2
第1章 地域版BCP策定の根拠と本庁版BCPとの関係	4
1.1 地域版BCP策定の根拠	4
1.2 地域版BCPと本庁版BCPとの関係	4
第2章 大規模な災害等のシミュレーション	5
2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか	5
2.1.1 地震や津波が発生したらどうなるか（開庁時）	
2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）	
2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか	
2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか	9
第3章 事前に備えておくべきこと	10
3.1 大規模な災害に対して必要なこと	10
3.1.1 地震（開庁時）	
3.1.2 地震（閉庁時）	
3.1.3 その他の災害	
3.2 深刻な感染症に対して必要なこと	16
3.2.1 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく備え	
3.2.2 各所属において備えておくべきこと	
3.3 各地域での連携体制	19
3.3.1 各地域間での情報の共有	
3.3.2 連携体制の確保	
第4章 非常時における業務の円滑な運営	20
4.1 初動対応	20
4.1.1 職員の留意事項	
4.1.2 非常時の初動対応	
4.2 非常時の業務運営	23
4.2.1 県庁非常時体制に移行した場合の対応	
4.2.2 西臼杵地域BCP推進会議の設置	
4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施	
4.2.4 平常時からの備え	
4.2.5 庁舎が使用できない場合の対応	
第5章 地域版BCPの推進と今後の展開	30
5.1 地域版BCPの推進	30
5.2 今後の展開	31

## 【 は じ め に 】

本県では、大規模な自然災害や深刻な感染症等に備えるため、平成24年7月に「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」の運用を開始した。これは、東日本大震災のように、極めて重大な危機事象が発生した際に、県民の生命や安全を守るため、県庁組織としてどのように対処すべきなのか、そのためには日頃からどのような備えを行っていけば良いのかといったことなどを取りまとめたものである。

この「宮崎県業務継続計画」の主なポイントは以下の3点である。

まず、1点目は、重大な危機事象が発生した場合には、「県庁非常時体制」に移行し、通常業務を一旦全て停止した上で、職員全員で地域防災計画に定める災害対策業務（感染症の場合には各計画に定める対策業務）、BCPに定める応急業務、非常時優先業務の3つに全力であたるということである。

2点目は、そのような場合においても円滑に仕事が進められるよう、庁舎の耐震性向上や電気、通信、上下水道等のインフラ整備を行っておくとともに、万一本庁舎が使用できない場合には、代替施設として使用できるところを複数箇所確保しておくということである。

3点目は、いかなる事態にも柔軟に対処できるよう、職員の思考力、行動力を育成し、組織全体としての実践力を高めていくとともに、この計画は決して十分なものではないとの認識のもと、内容を毎年度見直し、より良きものとなるようバージョンアップを図っていくということである。

また、本庁のみならず、出先機関においても、地方連絡協議会、県外事務所単位にそれぞれBCPを策定し、非常時に備える体制を作っておくことと規定したところである。地域版BCPについても、基本的な考え方は、本庁版BCPと同じであるが、出先機関においては、県民生活に密接な業務をより多く抱えており、非常時に果たすべき役割は非常に大きい。なかでも西臼杵地域においては、大規模災害時の広域的な拠点としての役割や熊本地震における本県の支援拠点として機能した経験を活かし、今後予想される南海トラフ地震発生時の支援拠点としての役割など、地域的な特徴から重要な任務を負う可能性がある。

したがって、それぞれの地域に特徴的な課題への対応や職員の登庁体制の確保、国や市町村・関係機関との連携強化など、論点を十分に踏まえながら、計画を策定し、推進していく必要がある。

そのような観点から、この「宮崎県業務継続計画（西臼杵地域版BCP）」を策定した。職員一人ひとりが、非常時にどうすべきかを考えるきっかけとなり、各人の行動マニュアルとしての理解を深めておくとともに、組織全体としての必要な備えを体系的、計画的にしっかりと行い、万一の際には、その力を十分に発揮し、真に県民の役に立てるよう心していくことが大切である。

## 用語の定義

### ○「BCP」

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略

### ○「本庁版BCP」

平成24年7月17日に運用を開始した「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」をいう。

### ○「本庁BCP推進会議」

本庁版BCPに規定する推進会議で、平常時からBCPの推進や進行管理等を行うもの。

### ○「本庁BCP推進会議事務局」

本庁BCP推進会議の所管する事項等の調査や関係部局との調整等を行い、その庶務は、平常時は危機管理課に、県庁非常時体制においては総務部総務課にて処理する。

### ○「西臼杵地域BCP推進会議」

このBCPに規定する推進会議で、平常時から西臼杵地域BCPの推進や進行管理等を行うもの。

### ○「西臼杵地域BCP推進会議事務局」

西臼杵地域BCP推進会議の所管する事項等の調査や関係所属との調整等を行い、その庶務は、西臼杵支庁総務課にて処理する。

### ○「災害対策業務」

地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に規定するもので、災害対策本部地方支部、本部等の指揮により実施する業務をいう。

### ○「応急業務」

BCPに規定するもので、上記災害対策業務以外の応急的な業務をいう。

※例えば、庁舎内における死傷者の救護や搬送、庁舎内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応、庁舎内における各種インフラや情報通信システムの復旧など。

### ○「非常時優先業務」

BCPに規定するもので、通常業務の中で優先的に実施すべき業務をいう。

※例えば、児童福祉法に基づく相談支援、精神疾患患者の緊急対応など。

### ○「代替施設」

西臼杵支庁庁舎や他の庁舎が著しい損傷を受けたりするなど、業務を行うことができないと判断される場合に、庁舎の代わりに使用する施設をいう。

○「管内」

地方連絡協議会規程（平成19年訓令第2号）第2条に規定する西臼杵地方連絡協議会の設置区域をいう。

○「所属」

西臼杵支庁各課、高千穂保健所をいう。

## 第1章 地域版BCP策定の根拠と本庁版BCPとの関係

本章では、まず、宮崎県業務継続計画（西臼杵地域版BCP）（以下「西臼杵地域版BCP」という。）を策定するに当たって、策定の根拠と本庁版BCPとの関係について整理する。

なお、地域防災計画等との関係については、本庁版BCPに準じるものである。

### 1.1 地域版BCP策定の根拠

本県では、平成23年度からスタートした「みやざき行財政改革プラン」において、危機管理能力の強化（BCPの検討・整備を含む。）を新規に盛り込み、また、県議会においても、平成23年度の防災対策特別委員会での議論等を踏まえ、「宮崎県防災対策推進条例」の中に、県の責務として、BCPの策定が盛り込まれた。

これを受けて、本庁BCP推進会議において、平成24年7月17日に本庁版BCPの運用を開始したところである。

地域版BCPについては、本庁版BCP「第5章 BCPの推進と今後の展開」の「5.2.1 地域版BCPの今後の展開」に基づき、地方連絡協議会単位、県外事務所単位にそれぞれ策定している。

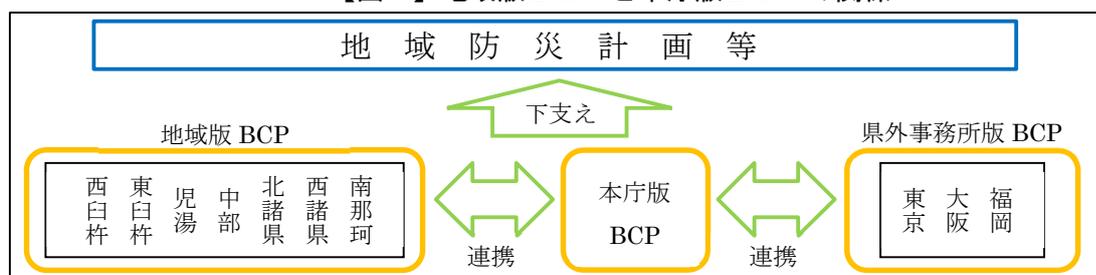
### 1.2 地域版BCPと本庁版BCPとの関係

本庁版BCPは、それ単独で大規模災害や深刻な感染症に対応できるものではなく、地域版BCPとも連携していかなければならない。

また、大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づき、災害対策本部（以下「災対本部」という。）が本庁に設置されるとともに、各地域においても、災害対策本部地方支部（以下「地方支部」という。）が設置され、これらが連携して災害対応にあたることとされている。これらを踏まえ、地域版BCPは、本庁版BCPの地域計画として策定するものである。

策定に当たっては、県の出先機関として本庁版BCPと連携して非常時に備える体制を構築する観点から、基本的な考え方は統一しているが、地域ごとの体制や特性等を踏まえた形でそれぞれ整理し、策定している。

【図1】地域版BCPと本庁版BCPの関係



## 第2章 大規模な災害等のシミュレーション

本庁版BCPにおいては、「被害想定にとらわれすぎるとかえって危険であること」や、「災害時にどのような状況になるのかを具体的に想像して、あらかじめ対応を考えておくことが重要であること」等、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、通常BCPの策定で必要とされている「被害想定」をあえて前提とはせず、災害時の状況について具体的な物語を描き、必要な備えや対応策を検討することとした。

西臼杵地域版BCPにおいても、本庁版BCPと同様に、それぞれの体制や特性等を反映した形で、具体的なシミュレーションを行ってみる。

なお、地震や津波については、いつ発生するかわからないため、開庁時と閉庁時に分けて考えてみることにする。

### 2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか

#### 2.1.1 地震が発生したらどうなるか（開庁時）

1月下旬の金曜日の午後、支庁長は県庁での支庁・振興局長会議のため出張中、また、次長（総括）は風邪をひいて休んでおり、総務課長はその代理で県境連携の会議のため熊本県阿蘇市に出張中であつた。朝からの雨がみぞれに変わる頃、支庁では、大会議室で市町村職員や地域の方を委員とする農政水産課の会議が開催されるとともに、総務課、林務課、土木課には業者の方々が、また福祉課には相談のために幼児を連れた住民の方が訪れていた。

そこで突然、全職員の携帯電話に一斉に「緊急地震速報」が流れ、直後、これまでに経験したことがないような大きな揺れが襲ってきた。室内では書棚が倒れ、書類が崩れ落ち、テレビや小型プリンターが宙を飛んで床に転がり、窓ガラスも砕け散る。あちらこちらから悲鳴が聞こえた。揺れは2分ほど続いたのだろうか。ようやくおさまって周囲を見渡すと、職員が呆然としながらやっと立ち上がろうとしていた。室内には書類が散乱し、破れた窓ガラスから吹き込む冷たい風で、ブラインドがガチャガチャと大きな音をたてて揺れている。暖房も止まったようで、室内の温度はあっという間に下がってしまっていた。頬に違和感があり触ってみると血が流れている。どうやら、窓ガラスの破片で怪我をしたらしい。自分以外にも、呆然とした表情で手や脚を押さえている職員がいる。怪我だろうか、打撲だろうか。まずは室内にいる県民の方々と職員の安全確認。そのうえで、各階の様子も確認しなければと思っていると、室外から「火事だ」という声が聞こえる。給湯室だろうか。廊下に出ようとするが、室内は倒れた書類ワゴンや散乱する書類等で足の踏み場もない状態だ。早く消火をして、負傷者の手当もしなければ。庁舎は耐震構造だが、先ほどのとんでもない揺れでも大丈夫なのか。庁舎の外に出ようにも、防寒着も傘も無い中で屋外に出たら凍えてしまう。上着の入ったロッカーはひっくり返っているし、傘立てもどこかに埋まっている。県内全域が被害にあっているのだろうか。こちらの状況を至急確認して報告しなければいけないが、公用電話は不通になっている。携帯もつながらない。

誰かラジオを持っていないか。そうだ、公用車でラジオが聞ける。消火を他の職員に任

せて、駐車場に向かおうとした時、防災メールで大津波警報が出たとの情報が入ってきた。宮崎県全域で15分後に5 mから10mの津波が予想されるとのこと。沿岸の方々は無事避難できるだろうか。実家の両親は無事だろうか。不安が募る。公用車ラジオをつけた。アナウンサーが身の安全を確保するよう連呼している。どうやら県内全域が大変な状況のようだ。他所は当てにできない。至急、庁内の状況を確認して、どこから対処すべきか、ここにいる職員で判断しなければならない。こんな時にどうすべきかを教えてくれるマニュアルはすぐに探せそうにない。手分けして、庁舎の状況と、来庁者、職員の状況を確認しよう。そう思って足を踏み出した瞬間、また大きな揺れが襲ってきた。

## 2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）

休日のある日、宮崎市の自宅でテレビを見ていたら、突然「緊急地震速報」が流れたため、慌ててテーブルの下にもぐりこんだ。数秒後、これまで経験したことのないような大きな揺れが起こり、窓ガラスが割れ、食器が飛び、タンスが倒れてきた。2分あまり揺れただろうか。ようやく揺れが収まりテーブルの下から出て家の中を見渡すと、家財道具が散乱しめちゃくちゃな状態となっていた。近くの公園で遊んでいた子どもや買物に行った家族は無事だろうか。長い揺れだったので、海溝型地震かもしれない。とすると、津波の危険性もある。市内中心部近くにあるこの自宅にも津波が押し寄せてくるかもしれない。急いで子どもが遊んでいた公園に走り、うずくまって泣いていた子どものところに駆け付けた。広場にいたためか、幸いけがはなかったようだ。

それから、防災メールを確認したところ、「西日本一帯で非常に大きな地震発生。震源域は紀伊半島沖から四国沖、日向灘に至る広い地域でマグニチュードは9.0と推定。各地で震度6強～7を観測。大津波に厳重に警戒せよ」と第一報を伝えてきた。続けて「職員安否確認メール」が受信表示された。いよいよ買物に行った家族が心配になったが、携帯電話が繋がらない。

地域防災計画では、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、職員は直ちに登庁して所定の配置に就くことになっているため、本来であればすぐに出勤しなければならない。しかし、職場は高千穂町の西臼杵支庁であり、とてもではないがこのような状況では登庁できない。西臼杵地域では、閉庁日には宮崎市の自宅に帰宅する者が多く、閉庁日は開庁日に比べ手薄になってしまう。それでも、若手職員を中心に30名程度の職員が管内にいるはずだ。心苦しいが、しばらくの間は彼らに託すしかないと判断し、「職員安否確認メール」には、「登庁可能（3時間以上）。ただし、家族の安否、交通状況が確認できない状況である」旨を送信した。そうこうするうちに大津波警報が発令された。

公園の周囲を見渡すと、どの家も窓ガラスが割れたり、瓦が落ちていたりする。幸い、近所には火災の様子は無いが、遠くの空には黒煙が幾本かたなびいている。おそらく多くの家が倒壊し、大きな被害が出ているものと思われる。こんな状況では救急車も消防もすぐには駆けつけられないのではないかと。

買物に出ていた家族は、幸いなことになんとか歩いて帰ってきた。取り急ぎ、家族や子どもに必要なことを伝え、とりあえず、本庁まで歩いて行くことを決めた。本庁まで2 km、通常なら20分ほどで着くはず。そこで、情報収集や必要な指示を受けようと思った。そのため、「職員安否確認メール」に西臼杵支庁ではなく、本庁に1時間以内に登庁可能

である旨を上書き送信するとともに、支庁長、次長、課長に携帯電話で本庁に向かう旨、一斉メール送信した。直後、また大きな揺れが襲ってきた。

### 2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか

以上は、地震と津波の場合であるが、自然災害では、このほかに大規模な台風や竜巻、火山の噴火などを想定しなくてはならない。台風の場合には、事前に備えることができるので、災対本部等を設置した中で対応することになるが、西臼杵地域では、その地形から大規模な風水害は想定しておくべきである。また、火山の噴火については、緊急の対応が必要になってくる。過去の歴史を振り返ってみると、以下のような重大な事態も想定される。

#### (大規模な風水害)

梅雨末期の7月、県内では、長雨に加え集中豪雨が続いていた。既に、堤防の決壊などにより大規模な水害が発生している。民家の倒壊、流失ばかりでなく、床上、床下浸水の被害は1万棟を超えている。

平成16年に新潟、福島、福井の各県を襲った集中豪雨災害では、16人の死者が出ており、そのうち13人は70～80歳代の高齢者であった。これら高齢者が亡くなったのは、すべてが家屋内での溺死であった。事前の情報もなく、突然押し寄せてきた濁流に対して身を避けるいとまもなかったのである。あの災害は高齢化社会の弱点を象徴する災害だったと言われている。平成17年には、本県でも台風14号による暴風と大雨により、死者13人、重傷者5人、軽傷者21人の人的被害が出ている。

また、国土交通省によれば、県内には、深層崩壊の危険箇所が多くあるとされている。深層崩壊は、大雨によって地下深くにまで大量の水がしみこみ、岩盤もろとも一気に崩れ落ちる現象で、崩壊の規模が大きいため、甚大な被害につながる恐れがあり、特に西臼杵地域のような山間部では十分な注意が必要である。

既に、度重なる集中豪雨で西臼杵地域においても土砂災害が相次ぎ、五ヶ瀬川水系の上流部には少なくとも5か所は天然ダムが形成され、日ごとに水位も上昇しているとの情報がある。もし、せき止め部が決壊すれば、大規模な土石流が下流を襲い、大災害となることが予想される。

また、山間部である管内には小規模集落が点在しており、特に過疎の進んだところでは、緊急時に速やかな行動のできない高齢者が集まっているだけでなく、孤立する恐れもある。平成17年の台風災害を経験し、各町では既にいち早く避難が進んでいるが、集落に限らず、要配慮者を抱える特別養護老人ホームや幼稚園、病院などとも連絡を取って今後の対応を協議しなければならない。一般に老人ホームのような施設は、市街地に土地を確保することが難しく、土砂災害の危険が潜在する山際などに建設されることが多い。国土交通省の調査によると、全国で土砂災害の危険がある地区に建てられている老人福祉施設や幼稚園、病院などは、約1万3,800か所にもものぼっているが、そのうち、砂防施設など防災工事が進められているのは全体の31%にあたる約4,300か所にすぎない。県内では停電も相次いでおり、正確な情報が伝達されているのかどうか状況がはっきりしない。

そして、この時期には珍しく先週発生した超大型台風が九州に上陸し、九州中央山地に

沿って縦断するとの予報も出されており、明日には強風域に、あさって早朝には暴風域に入る見込みと発表された。

### （大規模な火山噴火）

平成23年5月、阿蘇中岳の第一火口でごく小規模の噴火が発生し、福岡管区気象台は噴火警戒レベルを1（平常）から2（火口周辺規制）に引き上げ、中岳第一火口の常時TVモニターによる監視及び二酸化硫黄濃度のリアルタイム測定が行われていたものの、その後小康状態で推移していた。

しかし、平成26年11月25日になって噴火活動が活発になり、断続的に噴火が発生。同年12月9日夜間の噴火では、小さな噴石が風に流されて中岳第一火口の南西～西側1キロを超えて落下、翌年1月13日には噴煙が最高で火口縁上 1,300メートルまで上がり、二酸化硫黄の放出量も 2,600トン/日と多い状態となった。

さらに、火山性微動の振幅は大きい状態が継続し、時々空振が観測されるとともに、傾斜計では火口上がりの変化が見られることから警戒が続けられてはいたが、噴火警戒レベルは2のまま継続されていた。

ところがここ数日、火山性の地震が頻発しはじめ、小規模な噴火が発生した。その後、火山性の地震の増加や地殻変動などの変化がみられ、活動がさらに活発化していることから、福岡管区気象台から「噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）」が発表された。これを受け、阿蘇周辺の市町村では、入山規制を行うとともに危険地区の住民に対して避難指示を発令した。

3日後、阿蘇中岳の第一火口で大規模な爆発的噴火が発生した。マグマ水蒸気爆発と思われる。規模の大きな火砕流も発生した。マグマ水蒸気爆発は、マグマが地下の浅いところで地下水と触れることにより、多量の高圧水蒸気が発生して起こる爆発的な噴火のことであり、通常、乾燥状態のマグマ噴火よりも高圧水蒸気に関与している分爆発的になる。また、水蒸気爆発よりも規模が大きく、噴出物にマグマ破片が含まれることがある。

既に最初の噴火によって大量の噴石が周辺の市街地に飛散し、あちらこちらで火災が発生しているようだ。また、火砕流により相当の人的被害が出ている。噴煙は上空高く舞い上がり、西臼杵地域を含む九州中北部では一帯が火山灰に覆われてしまった。道路も一般車両は通行が困難となり、住民は自衛隊の車両で少しでも安全な場所へ避難。農作物は壊滅的な打撃を受け、住民の生活はマヒ状態になっている。

阿蘇では、今から約9万年前に起こったとされる巨大カルデラ噴火により巨大カルデラが形成されたとされ、噴出物は 600km<sup>3</sup>（ほぼ富士山の山体全部の大きさ）以上に達し、火砕流は九州中北部（一部は山口県にまで達している。）を焼き尽くし、現在、九州中央部に広く分布する火砕流台地として残っている。高千穂峡の柱状節理も阿蘇の噴火のなごりである。また、上空に上がった火山灰は偏西風に乗って、遠く北海道に至る日本列島のほぼ全土に広がったと推定されている。

これ程の破局的な大噴火が今回発生するとは考えたくないが、中岳以外の中央火口丘群でも次々と火口が開き、噴火が始まった。また、山腹に降り積もった大量の火山灰や噴石が、大雨とともに一気に流出し、土石流や泥流となって麓の集落を襲うとともに、西臼杵地域においても大量の火山灰により家屋が倒壊する等の危険性がある。

福岡管区気象台や専門家によると、噴火活動はしばらく続くとのことであり、熊本・大

分・宮崎3県と関係市町村では、国とも相談し、住民の遠隔地への長期集団避難を検討し始めた。

## 2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか

感染症で特に注意が必要だと言われているものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが何らかの原因で変異して、人から人にも感染するようになった新型インフルエンザを例とする強毒性を有するウイルス感染症である。このような感染症が万一、世界的に大流行となり、我が国、そして本県でも多数の患者が発生したらどうなるか。

毎年冬になると多くの渡り鳥が日本にやってくる。この鳥たちがウイルスの媒体となり、本県でも平成18年度に3か所、平成22年度に13か所、令和2年度に12か所、令和4年度に3か所、令和6年度に2か所の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分等の防疫対策に迫られた。そのような経験をもとに、鳥インフルエンザに最大限の警戒態勢を敷いていたところ、今月に入って、海外で人の新型インフルエンザが発生したとの報道があった。国は、政府対策本部を立ち上げ、県も対策本部を設置し、帰国者・接触者外来設置等の対策を講じた。

かつて大正7年に発生したスペイン風邪も、鳥インフルエンザが変異して人のインフルエンザとして大流行したものであり、世界中で6億人が罹患し、死者数は4,000万人を超えた。我が国でも2,300万人が罹患し、38万人が亡くなったとされている。

新型インフルエンザが出現すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行となる可能性が高い。特に、今の時代は地球規模で人々の往来が活発になっており、あっという間に我が国でも広がってしまう。このため、政府は発生地域から帰国した人の検疫を強化したが、ウイルスは簡単にそれをすり抜け、国内でも患者が相次いで発生するようになった。

特に今回問題なのは、死亡率が非常に高いこと。スペイン風邪の2%を上回るペースで死者が発生しており、ひとたび発症すれば重症化の傾向が強い。このため、世界中でパニックが起き始めており、日本政府は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発し、緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県は、不要不急の外出の自粛等の緊急事態措置を講じた。

全国的に食料品や生活物資の不足、物流の停滞等が起き、国民生活にも大きな影響が現れ始めている。県は、国内での発生を受け、県内への感染拡大防止のための対策を講じた。

県内での発生を危惧し、医療機関からは、「多数の患者が押し寄せてきたらパンクしてしまう。医師や看護師等への感染が心配」といった声が強くなってきている。命を守るはずの医療機関において、逆に感染の拡大が起こるようになっては、医療体制は崩壊してしまう。

企業でも役所でも、職員や家族が感染した場合には出勤させることはできない。職場内で感染が広がってしまうからだ。過去の事例からして、インフルエンザの流行は、数週間から数箇月の中長期にわたる可能性が高いが、この間どうやってしのいでいくのか。経済活動や住民サービスはどうなるのか。果たしてこの深刻な危機を乗り越えられるのか、国民の間には急速に不安が広がりつつある。

## 第3章 事前に備えておくべきこと

以上のようなシミュレーションを踏まえ、本章では、必要となる備えについて、項目ごとに整理する。各所属においては、限られた人的資源と財政状況の中で、どのように備えておけば、災害に対して最大限に効果が発揮できるようになるか、災害を想像しながら、内容を十分に検討し、計画的に取り組んでいく必要がある。

また、職員個人においても、自分でできることは積極的に取り組んでいく必要がある。

### 3.1 大規模な災害に対して必要なこと

#### 3.1.1 地震（開庁時）

##### (1) 地震の揺れに対する備え

###### ① 庁舎の耐震性の向上

地方支部が設置される西臼杵支庁庁舎は、建築基準法に定められた一定の耐震性を有しており、崩壊等の危険性は少ないと思われるが、危機管理等の業務を行う庁舎には、通常の庁舎の1.5倍程度の強度が求められるとともに、熊本地震のように大きな揺れが複数回襲ってくる可能性もあるため、万一の際に使用できる保証はない。

そのため、西臼杵支庁庁舎が使用できない場合に備えて、代替施設として使用できる施設をリストアップし、可能な範囲で計画的に整備していくとともに、他の庁舎についても、代替施設としての必要性を含め、検討しておく必要がある（西臼杵農業改良普及センター、高千穂保健所等）。

###### ② 外壁、廊下等の危険物の落下等防止

建物の外壁や看板、内部の天井や窓、照明、展示物、廊下に設置しているロッカー等については、落下や転倒する危険性がないかどうか調査し、必要な措置を講じておかななくてはならない。特に、避難経路線上に設置してあるロッカー等については、転倒防止の対策や撤去等の措置を講じておく必要がある。

###### ③ 室内の書棚等の転倒、備品等の落下防止

室内にある書棚やロッカー、プリンター等の電気製品や備品については、簡単に転倒したり落下したりしないよう措置しておかなければならない。特に、コピー機等の大型事務機器は、その重量により重大な事故を引き起こす恐れがあるため、注意しておく必要がある。

また、職員の座席背後の高い所には、書類や備品等の物を置かないようにするとともに、今後、庁舎の改修等の際には、窓ガラスやドアに飛散防止フィルム装着の措置を講ずる必要がある。

###### ④ 危険回避スペースの確保

地震に備えて、執務机や会議機の周辺等に危険軽減のための避難スペースを確保しておく必要がある。

#### ⑤ 地震発生時の安全確保

緊急地震速報発令時や初期微動が始まった際に、落下物や飛散物から自分の身をどうやって守るか、日頃から考えるとともに、来庁者に対する安全確保の方法等について検討し、いざという時に動けるよう訓練をしておく必要がある。

### (2) 火災発生に対する備え

#### ① 危険性の認識と初期消火

火災発生時の危険性のある場所については、職員が十分に認識し、万一の際には、近くの職員が誰でもすぐに消火器や消火栓が使えるように、設置場所を確認するとともに、訓練しておかなければならない。

#### ② 早期の避難心得

火災発生時には、消火器や屋内消火栓による初期消火にもかかわらず、火が天井まで上って、火勢が強くて消火効果が乏しく、避難の時期を失う場合がある。このような時にいち早く避難できるよう、あらかじめ避難ルートや避難場所等を確認し、訓練しておかなければならない。

また、煙が充ちた場合にはパニックになることも想定されるので、体を低くするなど、その時の対処方法をしっかりと理解するとともに、火災発生時に落ち着いて安全に避難できるよう、日頃から避難ルートや避難場所の安全性を確認しておく必要がある。

### (3) 死傷者に対する備え

#### ① 死傷者が少数の場合の対応

死傷者が少数で、職員で対応することが可能な場合には、比較的軽傷者は、あらかじめ定めておいた一時的な救護スペースで応急処置を行うか、公用車やタクシー等で外科等の医療機関へ搬送することが望ましいが、重傷者は、救急車や公用車、タクシー等で救急病院に搬送する必要がある。

また、既に心肺停止状態にあるときは、直ちに 119 番通報し、AED（自動体外式除細動器）や心臓マッサージ（胸骨圧迫）による心肺蘇生を開始しなければならないため、全職員が適切な行動ができるよう AED の設置場所・使用方法や、心臓マッサージ（胸骨圧迫）も含め、全職員が訓練を受けておく必要がある。

#### ② 死傷者が多数の場合の対応

災害の規模が大きく、死傷者が多数で職員のみで対応することが不可能な場合で、救急車も来られないとき、火災が発生したときなどは、その時々状況に応じて適切に行動することが求められるため、一時的な救護スペースや、負傷者への応急処置や避難への手助けにあたる職員の体制を含め、具体的にどのように対応するかを、別に定める実施要領に

具体的に記載し、西臼杵地域BCP推進会議で決定しておく必要がある。

また、災害時には、あらゆる手段を使って、できるだけ早く医療機関に運んで治療してもらうことが重要であるため、負傷者を医療機関に運ぶまでの間、職員一人ひとりができる限りの対応ができるよう、医薬品の備蓄、担架や毛布・シート等の確保についても十分に検討し、備えておく必要がある。

#### (4) ライフラインやシステムに対する備え

##### ① 電力

西臼杵支庁庁舎においては、電力が停止した場合には、速やかに非常用電源に切り替わり、3日程度の運転が可能となっているが、受電設備が古く、大地震時に損壊して非常用発電機が使用できなくなる可能性があるため、受電設備の耐震性の改善や更新などの措置を講じる必要があるほか、地方支部の代替施設として第1位に位置付けた西臼杵農業改良普及センターでは、非常用電源が整備されていないため、整備が必要である。

また、非常用電源については、通常時の電力使用量をまかなうことができず、非常用コンセントに限って使用することとなるため、関連で非常用電源を作動させ、実際にどのコンセントが使用できるか、非常時に想定される機器の負荷に対応できるか、確認しておく必要がある。

さらに、太陽光発電システムなど、災害時にも活用できる他の手段も検討しておく必要があるが、関係部局との協議など、整備に時間を要することが考えられるため、その間の代替措置として、可搬式の発電機等（3台保有）の利用などバックアップの措置を合わせて検討する必要がある。

##### ② 飲料水

飲料水については、上水道が断水した場合に備えて、各所属において、ペットボトルを一定程度備蓄用として購入するとともに、職員は各自で3日分程度はロッカー等にストックしておくことが望ましい。

##### ③ トイレ

トイレについては、上水道が断水した場合でも、下水道等が破壊されておらず、流すための水を確保することができれば使用は可能であるが、下水道が洪水等による浸水を受けた場合や配管が損傷した場合などは、下水道そのものの機能が停止し、使用できなくなる。

過去の大地震では、避難所の水洗式トイレが断水と下水道の損壊によって使用できなくなり、トイレの不衛生や不便さが原因となって、ストレスの蓄積や飲料水を我慢したことによる、いわゆる「エコノミークラス症候群」に起因する健康被害が出るなど、深刻な問題を引き起こしているため、日頃から緊急時のトイレ確保について検討を行っておくことが重要である。

また、下水道の復旧には相当の時間がかかり、災害時には庁舎に避難してくる住民がいることも予想されるため、既存の洋式トイレに使用できる「災害用トイレセット」（専用のビニール袋や抗菌消臭凝固剤等がセットになったもの）を必要相当数購入するとともに

に、複数の仮設トイレを備えておくなど、バックアップ措置を用意しておく必要がある。

#### ④ 電話・通信

西臼杵支庁庁舎では、災害時には電話が輻輳して繋がりにくくなるため、8回線の災害時優先電話を確保しているが、地震時は、電柱や建物の倒壊などにより電話線が断裂し、電話が使用不可能となる恐れがあるため、バックアップ体制や各公用車に備え付けてある携帯電話の活用を検討するとともに、既に確保している衛星携帯電話（1台保有）のバッテリーが長く持たないので、非常用の電源（モバイルバッテリー等）を確保しておく必要がある。

また、防災行政無線については、災害時にも有効な通信手段であるが、本局や中継局が被災した場合などは通じなくなる恐れがあるため、バックアップ体制について検討し、対処しておく必要がある。

#### ⑤ 情報システム

西臼杵地域が被災し、宮崎県行政情報ネットワークや県庁LANの機器の破損や通信ケーブルの破断等があった場合には、当該地域でのシステムの利用に支障が出ることから、情報システム等の継続・早期復旧が可能となるよう、地域においても本庁版BCP及び宮崎県ICT業務継続計画に定める内容を踏まえ、事前の備え（各業務の優先度の整理、本庁との連絡体制の検討等）を行うとともに、復旧行動（被災確認、業者対応等）や代替処理手続、本庁との連絡体制を含め、緊急時に実際に行動できるようにしておく必要がある。

#### ⑥ 燃料

大規模災害発生時には、油類の不足が深刻となり、発電設備に使用する燃料（A重油・軽油）や公用車のガソリンの確保が困難となることから、平常時から必要な対策を講じておく必要があるが、燃料については、法律上の規制や予算上の問題等から、県で大量に備蓄をすることは不可能である。

このため、西臼杵地区では、県と宮崎県石油協同組合等との協定や石油連盟との覚書に基づき、西臼杵支庁周辺の中核給油所や小口燃料配送拠点から、公用車や庁舎の非常用発電機に燃料供給を優先的に受けることのできる体制を構築しており、今後は、訓練等を通じて、いざという時に迅速に対応できるようにしておく必要がある。

また、公用車についても、燃料計が空になってから給油するのではなく、常に燃料を半分以上にしておくなど、いつ災害が発生しても対応できるようにしておく必要がある。

### (5) 職員や避難者に対する備え

#### ① 食料品・飲料水

大規模災害発生時には、食料の調達ができないおそれがあるため、昼夜勤務する職員や庁舎に避難した人々が簡単に栄養補給できる食料や飲料水を備蓄しておく必要がある。

なお、職員においては、3日間程度の食料を各自のロッカーに常時確保しておくことが望ましい。

## ② 衣類・避難場所等

大規模災害発生時には、数日間帰宅できない事態も想定されるため、職員においては、衣類やタオル、毛布等をその季節に応じて、各自のロッカー等に常時保管しておくことが望ましい。

また、各庁舎にやむを得ず緊急避難し、帰宅できない人々に対し、一定期間、避難場所を提供せざるを得ない場合も想定されるため、会議室等の受入可能人数を積算しておくとともに、シート、毛布等の最低限必要な物資を備蓄し、避難者に災害関連情報が適時に届くよう携帯ラジオ等を備えておく必要がある。

## ③ 家族の安否確認

職員が職務に専念するためには、まず、家族の無事を確認する必要があるが、大規模災害発生時などは、一般の電話はつながりにくくなるため、災害時伝言ダイヤルや災害用伝言板、民間ソーシャルメディア（X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE等）を活用した非常時の連絡方法、通信手段が全て遮断された場合の参集場所などのルールについて、家族で事前に話し合い、確認しておくことが望ましい。

### 3.1.2 地震（閉庁時）

#### (1) 職員の情報伝達や安否確認に関する備え

##### ① 災害情報の伝達

職員は、テレビやラジオ等で災害情報を積極的に収集する習慣を身に付けておくほか、「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」に加入して、災害情報をいち早く収集できるようにしておく必要がある。

##### ② 安否確認の手段

所属においては、職員の安否確認を行えるよう、電話やメール等の連絡網の整備を行っておく。

なお、大規模災害発生時には電話等が通じない場合もあるので、安否確認メールシステムに全職員が登録し、全庁的に迅速な確認及び対応ができるようにしておくことが望ましい。

##### ③ 安否確認の手順

大規模災害発生時には、原則として、担当リーダーが担当内の職員の安否を確認した上で、所属長等へ報告することとし、所属長等は、西臼杵地域BCP推進会議事務局が迅速に対応できるよう、西臼杵地域版BCPに規定する応急業務や非常時優先業務に従事する職員の確保等について速やかに報告するものとする。

#### (2) 緊急の登庁に関する備え

### ① 職員参集基準の理解

災害の種類や程度に応じて、職員の参集基準が定められているので、職員は自宅等にいる場合にも参集基準を確認できるようにしておく必要がある。

### ② 安全・迅速な登庁

管内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、地方支部構成所属の全職員が登庁して所定の配置につくこととなっているため、安全かつ迅速に登庁することができるよう、次の点に留意しておく必要がある。

ア 日頃から交通手段、ルート等の確認を行っておくこと。

イ 災害発生時の渋滞等を避けるため、庁舎近隣に居住している職員は、マイカー（四輪）による登庁を極力控えること。

ウ 災害発生時に迅速に登庁するには、自分自身や家族等の安全が確保されることが前提となるため、各家庭において、可能な限り住宅の耐震化に取り組むとともに、家具の固定、非常持出袋の用意など、必要な備えをしっかりと行っておくこと。

エ 所属においては、職員の通常の通勤手段や通勤時間をあらかじめ把握しておくとともに、各庁舎の近隣に居住している職員については、速やかに登庁できるよう体制を確保しておくこと。

オ 同じ閉庁時でも、休日と平日夜間とでは、管内に居住する職員の数が大きく変わることもあるため、留意しておくこと。

カ 遠隔地に居住する職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合、最寄りの県や市町村の庁舎（災害対策本部）に登庁することとなるので、必要な対応を行えるよう体制を確保しておくこと。

## 3.1.3 その他の災害

### ① 火山の噴火

本県では、阿蘇山及び硫黄山、新燃岳を中心とした霧島連山が要注意であるが、気象庁から出される噴火警報や専門家の意見等を基に、ある程度の事前準備は可能であるため、日頃の備えとして、各自でマスクや傘等を準備しておくとともに、噴火の可能性が高まってきた場合には、情報収集に全力を挙げ、初動対応に遅れが出ることのないよう努めなければならない。

また、実際に火山の噴火が発生し、緊急に登庁する場合には、大量の火山灰が降ってくる可能性があるため、大量の降灰に伴う視界不良や道路上のスリップ等に十分注意する必要がある。

### ② 竜巻の発生

本県は、全国的に見ても竜巻の発生頻度が高い地域であり、平成18年と、令和元年には、延岡市でF2クラスの強い竜巻が発生し、死者や家屋被害などが発生したことから、今後とも十分に注意する必要がある。

また、実際に竜巻が発生した場合には、堅固な建物の中で、ガラスの破片等を直接浴びることのないような場所に直ちに避難するとともに、飛散により被害を拡大させる物が周

辺に無いかなどの確認を行う必要がある。

### ③ 台風・大雨

本県は、台風・大雨の常襲地帯であり、近年は、地球温暖化に伴い海水温が上昇するなどして、災害が更に激甚化・頻発化していることから、気象庁から出される予報や情報に基づき、猛烈な雨や、夜間の浸水や避難等で大きな混乱を来たさないよう、高台へ車両を移動させたり、重要書類やパソコン等を高いところに移したりするなど、時間的・体制的にある程度余裕をもって準備をしておく必要がある。

緊急に登庁する場合においても、強風や浸水などが障害となると予想されるため、登庁の際には十分な注意を払わなければならない。

### ④ 大規模な山林火災

本県、とりわけ西臼杵地域は、面積のほとんどを山林が占めており、特に空気が乾燥し強風が吹く2月から4月までは、林野火災の発生頻度が高まる。令和4年2月には近隣の熊本県阿蘇郡高森町、令和7年3月には宮崎市でも50ha以上の面積を焼損した大規模な火災が発生していることから、十分に注意する必要がある。

ひとたび林野火災が発生すれば、消火が困難となるため、林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理等の林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導するなど出火防止対策をとる必要がある。

また、実際に林野火災が発生し、緊急に登庁する場合には、大量の降灰や黒煙が拡がる可能性があるため、視界不良等に十分注意する必要がある。

## 3.2 深刻な感染症に対して必要なこと

### 3.2.1 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく備え

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行され、同年「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（政府行動計画）が示された。

県では、平成25年9月に「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」（県行動計画）を策定し、危機管理体制のさらなる強化を図っていくこととしたが、その後、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改正されたことを受け、県行動計画を変更し、次の感染症危機に備え、対策の強化を図ることとした。

なお、県行動計画では、県の役割として、

- ①特措法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、全庁での対応体制の構築
- ②医療提供体制の確保及び検査体制の構築
- ③感染症の特徴や病原体の症状に応じた対策の推進
- ④県民への的確な情報提供

等を掲げており、これらが確実に実施されるような備えをしておく必要がある。

また、各段階（準備期、初動期、対応期）に応じ、以下に示す①から⑬までの各項目に

ついて実施すべき対策を明記している。各項目において、事前に備えておくべき主な内容は次のとおりであり、管内においても、各項目の実施について本庁各部局から要請があった場合、適切な対応を講じるものとする。

① 実施体制

- ・国が政府対策本部を設置した場合、県においても知事を本部長とする対策本部を設置する必要があるため、平時から体制や役割について、県庁内各部局との情報共有を図り、対策や連携体制の確認を行う。
- ・国、市町村、指定地方公共機関など関係機関と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。

② 情報収集・分析

- ・関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

③ サーベイランス

- ・感染症有事において、発生の早期探知を行い、情報収集・分析を迅速に行うため、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- ・関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報について、情報提供・共有を行う。
- ・情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす体制を整備する。

⑤ 水際対策

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から検疫所及び医療機関など関係機関と連携し、合同訓練を実施する。

⑥ まん延防止

- ・自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

⑦ ワクチン

- ・新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から国や市町村と接種体制の構築について確認を進めるとともに、医療機関や卸売販売業者等の事業者においても必要な準備を行うよう求める。

⑧ 医療

- ・ 県予防計画及び県医療計画に基づき県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- ・ 有事に備え、新興感染症医療コーディネーターを確保し、保健所及び本庁との緊密な関係構築に取り組む。

⑨ 治療薬・治療法

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬について、全り患者の治療その他の医療体制に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。

⑩ 検査

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関との検査等措置協定の締結等により、検査体制の確保を図る。

⑪ 保健

- ・ 保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

(※) 「I H E A T」とは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

⑫ 物資

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・ 関係機関に対して、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。

⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・ 指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務等の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

### 3.2.2 各所属において備えておくべきこと

職員間で「新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を周知徹底させておくことが重要であり、感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について平時から意識を高めておくべきである。

家きん等の鳥インフルエンザや、ヒトの鳥インフルエンザなどの感染症が発生した場合に備え、各所属間で情報の共有を図る体制を確認しておく。国の指針によれば、本人や家

族のり患等により、最大で従業員の40%が欠勤することが想定されており、本県においても、半数程度が出勤できないような事態に備えて、職員の勤務体制や優先業務等について整理し、テレワーク用パソコン等を活用した在宅勤務により、業務の円滑な継続を図ることのできる環境を整備しておく必要がある。

職場内で発生した場合に感染の広がりを最小にするよう、り患した場合はもとより、感染流行時に体調の異変を感じた場合には登庁しないこと、また、手洗いや咳等の有症状時のマスク着用を励行する必要がある。併せて、新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの特定接種の対象となる可能性がある職員に対し速やかに接種が実施できるよう職場体制を確認しておく必要がある。平時から、職場内においてマスクや消毒液等を用意するとともに、自然災害と同様、食料や飲料水等についてもある程度の備蓄（職員各自が行うものも含む。）をしておく必要がある。職員は、自身及び家族の健康管理に努め、予防接種で予防できる疾病に対しては、体調等を考慮しながら、予防接種を受けることを検討する。

### 3.3 各地域での連携体制

#### 3.3.1 各地域間での情報の共有

大規模な災害が発生した場合は、西臼杵地域だけで対処することは困難であり、日頃から、本庁BCP推進会議事務局や他地域担当者とも連携しながら、想定される被害や、地域の実情等について、情報の共有化を図るものとする。

#### 3.3.2 連携体制の確保

##### ① 職員の応援体制

台風災害による被害が甚大であった場合などは、深刻な人員の不足も考えられることから、本庁のみならず、被害を免れた地域から職員の応援を受けるなどの対策が必要となるため、応援職員を円滑に受け入れられるよう、応援が必要な業務や職員数、参集後の作業場所、職員の受入調整の担当者の選任などについて、マニュアルの整備などの取組を進めておくものとする。

また、西臼杵地域から他地域へ応援職員を派遣することも考えられるため、その体制についても、本庁BCP推進会議事務局などを通じ、他地域と連携を図りながら、調整を行っていくものとする。

##### ② 国・各町や関係機関との連携

管内各町が大きな被害を受けた場合には、各町においても業務を継続するための人員が不足することが想定されるため、その際の応援態勢を構築しておく必要がある。

また、平日夜間や閉庁日など、深刻な人員不足により他地域からの応援を必要とする場合で、インフラの破壊等により、それが期待できないときは、管内の国の機関や各町からの応援により業務を継続する必要があるため、日頃から管内の国の機関や各町と緊密に連携し、災害発生時にどのような連携が必要かなどの協議を行っておく必要がある。

## 第4章 非常時における業務の円滑な運営

第4章では、これまでに検討したことをもとに、重大な危機事象が発生した場合、初動において重要となる管内居住者が限られている現状において、職員がどう行動すべきか、さらには、管内各町との連携をどう図るか、西臼杵地域の業務運営をどう行うか等について定めておく。

### 4.1 初動対応

#### 4.1.1 職員の留意事項

重大な危機事象が発生した場合、職員は以下のことに留意して行動する。

##### (1) 開庁時の対応

###### ① 職員・来客等の安全確保

まずは、自らの安全確保を図り、県職員としての業務が遂行できるように周辺を整理するとともに、他の職員や来客者など、他者に対しても援助できるよう努める。特に来客者に対しては、庁舎に慣れていないため、積極的な声かけ手助けを行い、避難誘導等を行う。

###### ② けが人等への対応

万一、けが人が発生した場合には、応急処置、AEDの使用、救急車の手配など、別に定める実施要領に従って迅速かつ的確に対応する。

###### ③ 被災状況等の報告

所属長は、避難の誘導や死傷者への対応を行いつつ、速やかに各所属の被災状況や死傷者の状況等を把握して事務局に報告し、報告を受けた事務局は、管内の状況を取りまとめ、本庁BCP推進会議事務局に報告する。

なお、被災状況等の報告は迅速性が要求されるため、一定程度の情報がまとまり次第行うものとし、連絡のない所属については、必要に応じ事務局から被災状況の確認等を行うための職員を派遣する。

###### ④ 業務再開への準備

特に、地震の場合はその後の地震にも十分注意しながら、執務室内の片付けや清掃を行い、速やかに業務を再開できるよう努める。

###### ⑤ 職場不在の職員の対応

出張、休暇等で職場にいない職員は、各自の状況を「職員安否確認メール」により報告（返信）するとともに、担当リーダー等に報告し指示を仰ぐ（職員安否確認メールに登録していない職員は、職員安否確認メール以外の手段により安否情報等を報告する。）。

## (2) 閉庁時の対応

### ① 発災時における職員各自の行動

まずは、各自の状況を「職員安否確認メール」により報告（返信）するとともに、担当リーダー等に報告（職員安否確認メールに登録していない職員は、職員安否確認メール以外の手段により安否情報等を報告）する。

なお、職員は、家族の負傷や近所での救援活動等により登庁できない場合や、家族や地域住民とともに高台の安全な場所に一時避難するなど、人命優先の対応を取る必要がある場合には、その旨を上司等に伝え、了承を得るものとする。ただし、どうしても連絡がつかない場合には、それらの対応を行った後、速やかに報告するものとする。

また、非常時緊急登庁体制に基づき、緊急に登庁する場合は、交通手段や途中の安全確保に十分留意するものとし、勤務する庁舎に登庁できない場合は、周辺道路や建物等の安全が確認された後に最寄りの県や市町村の庁舎（災害対策本部）に登庁し、職場の上司の指示を受けながら行動するものとする。

### ② 登庁した職員の対応

登庁した職員は、庁舎等の被災状況を確認し、事務局に報告する。報告を受けた事務局職員は、本庁BCP推進会議事務局に伝達する。

登庁する際の道路等の被害状況についても、応急・復旧対策を行う上で重要な情報となるため、併せて報告するものとする。

## 4.1.2 非常時の初動対応

### ① 開庁日における初動対応

県庁非常時体制に移行する際は、本庁BCP推進会議議長（知事）から、西臼杵地域BCP推進会議議長（西臼杵支庁長）に、その旨伝達がなされるので、その場合は、直ちに各所属長に対し、伝達することとする。

なお、県庁非常時体制に移行する旨の連絡を受けた西臼杵地域BCP推進会議委員は、できる限り速やかに西臼杵支庁庁舎支庁長室に参集し、情報の共有や地域における対策の検討等を行うものとする。この場合において、西臼杵地域BCP推進会議委員が出張等で不在のときは、代理の職員が参集する。

また、支庁長室が使用できない場合は、別に指定する場所に参集するものとするが、参集が困難な場合は、Microsoft Teams を活用して情報共有を図るものとする。

### ② 閉庁日における初動対応

閉庁時に発災した場合でも、特に、西臼杵地域BCP推進会議委員はできる限り速やかに参集するものとする。

なお、参集することが明らかに困難な場合などに備え、災対本部及び地方支部からの情報をとれる体制を確保するための対策を講じておく。

### ③ 西臼杵支庁庁舎が使用できない場合

西臼杵支庁庁舎が甚大な被害を受け、業務が遂行できない場合に所要の業務を行えるよう、代替施設を指定する（西臼杵農業改良普及センター、高千穂保健所）。

④ **本庁BCP推進会議との連絡が取れない場合**

非常に大規模な災害が発生し、連絡通信手段が途絶、本庁BCP推進会議との適宜の連絡がとれない場合には、議長（西臼杵支庁長）の判断により、通信手段が回復するまでの間、西臼杵地域版BCPに規定する応急業務を行うものとする。

## 4.2 非常時の業務運営

### 4.2.1 県庁非常時体制に移行した場合の対応

県庁非常時体制への移行が決定された場合には、西臼杵地域BCP推進会議において、必要な応急業務の対応等を行い、地域防災計画に基づき、各所属が所定の規定に従い、災害対策業務を行う。

なお、非常時優先業務は、各所属長の判断や指示により行うが、西臼杵地域版BCPに規定する応急業務は、西臼杵地域BCP推進会議の指揮のもと必要な対応を行うこととなる。

#### <参考>県庁非常時体制への移行基準（本庁版BCP P28掲載）

①から⑤のような危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、非常時体制に移行する。

① 巨大地震等の大規模災害

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、災害対策本部が設置され、県内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

② 新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症により、総合対策本部が設置され、県内で死者や重症患者が発生し、感染拡大が懸念される場合

③ 口蹄疫等の家畜伝染病

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病により、対策本部が設置され、県内で患畜が多数発生し、感染拡大が予想され、県民生活や県内経済に広範かつ深刻な影響が懸念される場合

④ 武力攻撃やテロなど

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、対策本部が設置され、県民の安全確保が必要となる場合

⑤ その他の危機事象

①から④以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や県民の安全確保等のため、県庁非常時体制へ移行して対処すべきと知事が判断した場合

## 4.2.2 西臼杵地域BCP推進会議の設置

### ① 西臼杵地域BCP推進会議の構成・役割

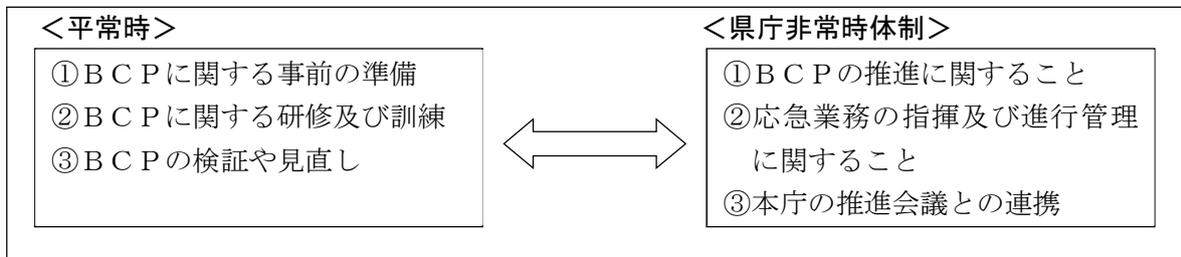
平常時から、県庁非常時体制におけるBCPの推進や応急業務の進行管理等を行うため、「西臼杵地域BCP推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

推進会議の構成は、西臼杵支庁長が議長、高千穂保健所長が副議長、西臼杵支庁及び高千穂保健所の次長が委員となる。ただし、議長が必要と認める場合には、その他の職員等も入れることができるものとする。

県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「西臼杵地域BCP推進会議事務局」（以下「事務局」という。）において、地方支部会議との調整を行い、円滑な運営、進行管理等を行う。

推進会議の庶務は、西臼杵支庁総務課において処理する。

#### 西臼杵地域BCP推進会議の所管業務



### ② 西臼杵地域BCP推進会議事務局の構成・役割

#### （平常時の体制）

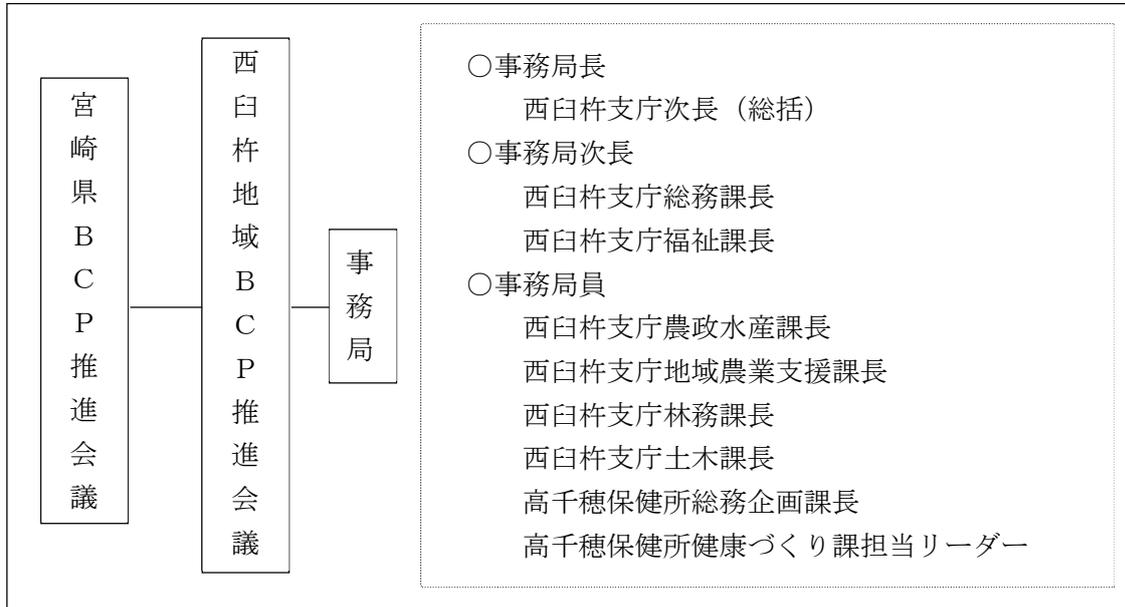
事務局では、推進会議で所管する業務に係る調査や、本庁及び各所属との調整を行う。事務局の構成は、表1のとおりとし、庶務は、西臼杵支庁総務課において処理する。

#### （県庁非常時体制）

県庁非常時体制では、事務局次長である西臼杵支庁総務課長及び福祉課長が、事務局長である西臼杵支庁次長（総括）を補佐する。

なお、本庁BCP推進会議事務局や各所属との連携、災害対策業務との調整等を円滑に進めるため、原則として、BCPの推進にあたる事務局員を複数名指定し、交替で事務局に常駐させるものとする。ただし、対応が長期に渡ることも予想されるので、代理の職員と適宜交代しながら業務にあたり、危機事象の種類に応じて必要とされる者を事務局員として追加できるものとする。

表 1 西臼杵地域BCP推進会議事務局の構成



#### 4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施

##### (1) 通常業務の停止

県庁非常時体制に移行した際には、原則として一旦通常業務を停止させ、以下の業務を行うこととする。

- ア 地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に定める業務
- イ 西臼杵地域版BCPに規定する応急業務
- ウ 西臼杵地域版BCPに規定する非常時優先業務

##### (2) 応急業務の実施及び進行管理

応急業務の内容は、表2に示すとおりとし、西臼杵支庁庁舎においては各課が共同して、単独庁舎においてはそれぞれの所属において取り組むものとする。

表2 県庁非常時体制における応急業務

<p>&lt;第1グループ&gt; 直ちに実施する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 庁舎内における死傷者の救護や搬送</li><li>② 庁舎内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応</li><li>③ 職員の安否確認、初動体制の確立</li><li>④ 庁舎内における各種インフラや情報通信システムの復旧 ～業務の継続や再開に不可欠なこと～ (電力・上下水道・電話・無線・情報システム 等)</li></ul>
<p>&lt;第2グループ&gt; おおむね2～3日中に実施する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 破損した庁舎や設備の応急修理に関すること</li><li>② 燃料の確保に関すること</li><li>③ 職員等の食料や飲料水の確保に関すること</li></ul>
<p>&lt;第3グループ&gt; おおむね1週間以内実施する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 庁内の執務環境の回復、改善に関すること</li></ul>

※災害対策本部等で実施する「当該危機事象への対応」については、当然ながら、所定の規定に沿った体制で優先的に行うものとする。

※具体的な業務については、実施要領に記載する。

各所属においては、第1・第2グループに属する業務に従事する職員について、その必要人数や職氏名等を推進会議に報告し、それ以外の職員は、推進会議の指示に従って、必要な他の業務にあたらせることとする。

災害が閉庁時に発生した場合や、特に住民の避難等が予想される場合は、所属職員だけでの対応が困難なことも予想されるため、その協力体制についても、実施要領に定めるマニュアルの中で検討するものとする。

応急業務の進行管理については、推進会議が中心となって行う。

各所属においては、それぞれの項目の進捗状況を具体的に報告し、遅れている項目や内容に対しては、推進会議において、必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 非常時優先業務の実施

非常時優先業務は、表3に示すとおりとし、各所属長の判断や指示により処理するものとする。

なお、その処理状況は、推進会議に報告するものとする。

表3 県庁非常時体制における非常時優先業務

<p>&lt;第1グループ&gt; 直ちに実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関する事で、優先度が極めて高く停止することができないもの</p> <p>・児童福祉法に基づく相談支援、精神疾患患者の緊急対応 等</p>
<p>&lt;第2グループ&gt; おおむね2～3日以内に実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関する事で優先度が非常に高いもの</p> <p>・広聴（総合窓口）、物品調達、母子生活支援施設への入所、生活保護費支給、施工中工事現場の管理指導、県営住宅管理、動物管理、各種相談窓口開設、文書收受・発送、公印管理、各種システムの動作確認・本庁との連絡調整等 等</p> <p>② 各種支払いに関する事で優先度が非常に高いもの</p>
<p>&lt;第3グループ&gt; おおむね1週間以内に実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関する事で優先度が高いもの</p> <p>・母子父子寡婦福祉資金の貸付、自動車税減免証明、生活保護業務、麻薬施用者免許申請受理、小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請受理 等</p>

### (4) 職員の健康管理

県庁非常時体制が解除されるまでには長い期間を要することもあるので、職員の勤務ローテーションに十分配慮をしなければならない。

特に、24時間体制の勤務が続く場合には、業務の的確な推進と職員の健康管理を図るため、西臼杵支庁長と次長、高千穂保健所長と次長、課長と担当リーダー、担当者間等において、時間を定めて交互に勤務するような配慮が必要である。

#### 4.2.4 平常時からの備え

##### ① 実施要領の作成

事務局は、非常時における応急業務や非常時優先業務を円滑に進めることができるよう、次の項目からなる実施要領を作成するものとする。

- ア 非常時における具体的な対応方法
- イ そのために必要な人員体制、連携体制
- ウ 事前準備を行うための方策、経費、手順
- エ 各項目の進行管理表やチェックリスト

##### ② 応急業務の具体的内容

事務局においては、応急業務の具体的内容について必要性を十分に吟味し、本庁BCP推進会議事務局と協議を行った上で、本庁BCP推進会議の承認を受け、この西臼杵地域版BCPに添付しておくものとする。

##### ③ 非常時緊急登庁体制の確保

各所属においては、閉庁時に大きな災害等が発生し、職員が緊急に登庁しなければならない場合に備え、管内に居住する職員に対し、本人の同意を得て、特段の支障が無い限り、直ちに登庁できる体制を確保しておくものとし、遠隔地に居住する職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合、最寄りの県や市町村の庁舎（災害対策本部）に登庁し、所属長等からの指示を受け、必要な対応を行えるような体制を確保しておくものとする。

事務局においては、閉庁時に災害が発生した場合に備え、指揮命令系統の体制構築のための具体的な対策について検討し、本庁BCP推進会議事務局と協議を行った上でとりまとめ、推進会議の承認を受けて、この西臼杵地域版BCPに添付しておくものとする。

##### ④ 県庁非常時体制における事務分掌表の作成

県庁非常時体制における職員一人ひとりの役割を明確にしておくため、各所属において、県庁非常時体制における事務分掌表を作成するものとする。

なお、事務分掌表の作成に当たっては、災害時等に多数の職員が登庁できないことも考えられることから、職員の居住地域も考慮の上、同一業務について、可能な限り複数の職員を充てるようにしておくものとする。

##### ⑤ 作成・改訂スケジュール

実施要領や緊急登庁体制のリストなどについては、組織改正や人事異動、予算編成等も踏まえて、毎年度当初に改訂しておく必要があるため、毎年度後半に事務局から各所属に照会を行い、十分に協議を行った上で改訂版を作成し、推進会議（実施要領、応急業務の内容は本庁BCP推進会議）に諮ることとする。

#### 4.2.5 庁舎が使用できない場合の対応

##### ① 判断基準

大規模災害発生時に、代替施設において業務を行う際の判断基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 庁舎が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合
- ② 各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、庁舎で継続して業務を行うことが困難な場合
- ③ 周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

##### ② 代替施設の選定

代替施設については、次の順に使用可能かどうかを検討し、本庁BCP推進会議事務局とも協議の上、速やかに決定するものとし、事務局は、設備・費用等について必要に応じて調査を行い、代替施設候補リストを作って準備しておく。

###### (西臼杵支庁庁舎の代替施設)

- ① 西臼杵農業改良普及センター
- ② 高千穂保健所庁舎

###### 【参考】管内各町の代替施設

- 高千穂町：高千穂町武道館
- 日之影町：なし
- 五ヶ瀬町：五ヶ瀬ドーム、五ヶ瀬町町民センター

## 第5章 地域版BCPの推進と今後の展開

重大な危機事象は、いつどのような形で発生するか分からないことから、計画内容については職員への十分な周知を図るとともに、毎年度適切な進行管理や内容の見直し等を行いながら、より充実した計画となるよう、本庁版BCPとも調整・連携し、バージョンアップを図っていく必要がある。

### 5.1 地域版BCPの推進

#### ① 計画内容の周知と進行管理

非常時体制において適切に業務を遂行するためには、計画の内容について、職員一人ひとりに十分な理解を得ることが必要である。このため、危機管理推進員を中心に、定期的な職場研修・訓練や、職員ポータルサイト掲示板等を通じ、計画の内容を周知していくとともに、県庁非常時体制における業務遂行体制の確認や能力の向上を図るため、毎年度、本庁や他地域とも連携しながら訓練を実施し、問題点の確認等を行っていく必要がある。

なお、研修・訓練においては、新たに実施すべきもののほか、既に各所属や地方連絡協議会等で実施している普通救命講習や防火訓練等について、西臼杵地域版BCPの内容に即した形で、実施内容の見直しを検討する。

#### ② 本庁・他地域との協力体制

非常時体制においては、一つの所属だけで対処することは不可能であり、地域全体での協力体制が不可欠となることから、各所属においては、応急業務や非常時優先業務の中で割り当てられた業務を、責任を持って遂行するとともに、業務を遂行するための勤務体制に職員が積極的に協力し合う必要がある。

また、応急業務の中で割り当てられた業務や各所属で実施する非常時優先業務については、責任所属や担当所属だけでは対応できないものもあるので、災害の種類を考慮した上で、地域内だけでなく、本庁や、比較的被害の少ない地域との連携を視野に入れた実施要領を作成しておくなど、日頃から備えておく必要がある。

## 5.2 今後の展開

### ① 計画内容の検証、見直し

計画内容については、毎年度、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行い、より充実した計画へとバージョンアップを図るとともに、項目ごとの具体的な実施要領についても、毎年度の予算や職員体制等を踏まえ、必要な改訂を行っていく。

### ② 市町村や民間企業等への啓発・相談窓口

安全で安心な西臼杵をつくるためには、西臼杵支庁だけではなく、管内各町の民間企業等にもBCPの趣旨を理解し、それぞれがBCPを策定していただくことが望ましい。

そのためには、本庁とも連携を図りながら、管内各町や各所属における関係団体、民間企業等への啓発等を行っていく必要がある。

#### (管内各町のBCPの策定状況)

- 高千穂町：平成31年3月策定
- 日之影町：平成29年3月策定
- 五ヶ瀬町：平成28年2月策定